

31 西子保第 1101 号
令和元年 9 月 3 日

小規模保育事業所設置者
事業所内保育事業所設置者 各位

西東京市長 丸山 浩一
(公 印 省 略)

小規模保育事業者及び事業所内保育事業者の募集要領に定める基準について（通知）

小規模保育事業及び事業所内保育事業については、西東京市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年西東京市条例第 23 号。以下「基準条例」という。）及び西東京市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年西東京市条例第 20 号）により、設備及び運営に関する基準を定めているほか、小規模保育事業者及び事業所内保育事業者の募集要領においても、別途設備及び運営に関する基準を定めております。

これらの募集要領に定める基準については、施設の開設後も引き続き遵守をしていただく必要がありますが、特に職員に関する基準については、日々の勤務体制の管理等で確認する機会が多い基準であることから、募集終了後においても当該基準を確認することができるよう、下記のとおり整理することといたしました。

小規模保育事業所及び事業所内保育事業所の運営に当たっては、下記の事項に留意の上、適正な運営が行われるよう、御配意願います。

なお、平成 27 年 4 月までに開設した施設については、募集要領等において下記の基準が規定されていなかったところではありますが、同様に下記基準への適合を図られるようお願いいたします。

記

1 職員の基準

(1) 保育士及び保育従事者数の算定方法

基準条例第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項及び第 44 条第 2 項並びに第 47 条第 2 項に規定する保育士又は保育従事者の数は、児童の定員数及び在籍数のそれぞれについて、利用する児童の年齢ごとに基準条例第 29 条第 2 項各号及び第 31 条第 2 項各号の規定に対応する保育士及び保育従事者の数で除して小数点 1 位（小数点 2 位以下は、切捨てとする。）まで求め、これを合計して小数点以下を四捨五入して得た数

(0の場合は1とする。)を比較し、いずれか多い方に1を加えた数とする。また、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく区市町村の確認を受けて特定地域型保育事業者となる場合は、基準条例に規定する保育士又は保育従事者の数とは別に非常勤保育従事者(A型にあっては保育士)2人を配置することとする。

(2) 小規模保育事業所A型の保育士の基準

基準条例第29条第2項に規定する保育士の数は常勤職員によって定数を満たすことを原則とする。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。

ア 上記の保育士の数の5割以上が、常勤職員(当該施設の就業規則等に定める常勤職員のうち、当該施設の設置者と直接、期間の定めのない労働契約を結んでいる者(1年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む。))であって、当該施設において1日6時間以上かつ月20日以上、常態的に継続して勤務し、かつ、社会保険の被保険者である者(当該小規模保育事業所が厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第6条第1項及び健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第3項に規定する適用事業所以外の施設であって、当該事業所に使用される者の2分の1以上の同意を得ることができず、厚生労働大臣の認可を受けることができない場合は、社会保険の被保険者であることを要しない。)をいう。以下同じ。)の保育士であること。

イ 基準となる保育士の数に常勤職員以外の職員を充てる場合は、常勤職員以外の保育士の総勤務時間数が、常勤職員を充てる場合の総勤務時間数を上回ること。

(3) 小規模保育事業所B型の保育従事者の基準

基準条例第31条第2項の規定における保育従事者の数は常勤職員によって定数を満たすことを原則とする。ただし、保育従事者のうち保育士及び基準条例第31条第3項の規定により保育士とみなす者でない者については、常勤職員を充てる場合の総勤務時間数を上回る場合に限り、常勤職員以外の者を充てることができる。

(4) 利用定員が20人以上の事業所内保育事業所の保育士の基準

基準条例第44条第2項に規定する保育士の数は常勤職員によって定数を満たすことを原則とする。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。

ア 上記の保育士の数の5割以上が、常勤職員の保育士であること。

イ 基準となる保育士の数に常勤職員以外の職員を充てる場合は、常勤職員以外の保育士の総勤務時間数が、常勤職員を充てる場合の総勤務時間数を上回ること。

(5) 利用定員が19人以下の事業所内保育事業所の保育従事者の基準

基準条例第47条第2項の規定における保育従事者の数は常勤職員によって定数を満たすことを原則とする。ただし、保育従事者のうち保育士及び基準条例第47条第3項の規定により保育士とみなす者でない者については、常勤職員を充てる場合の総勤務時間数を上回る場合に限り、常勤職員以外の者を充てることができる。

(6) 保育時間内の職員数

保育時間内は、現に登園している児童数に対し、基準条例に規定する職員の数を満

たすものとする。また、常勤職員である保育士1人以上を含む2人以上の保育士又は保育従事者を配置すること。

(7) 施設長（管理者）

当該施設の施設長（管理者）として、(1)の保育士及び保育従事者とは別に次の要件を全て満たす者又は市長が適当と認めた者を置くものとする。

ア 保育士であって、児童福祉施設、認証保育所、教育・保育施設又は地域型保育事業所及びこれらに移行した施設・事業所、区市町村が認可又は認定する保育施設又は事業において常勤の保育士として、又は幼稚園における常勤の教諭として、同一施設又は事業所で継続して1年以上勤務し、かつ、これらの勤務経験が通算して2年以上あること。

イ 専任の常勤職員であること。ただし、当該施設の設置者が実施する事業が当該施設の運営のみである場合は、その代表者が兼任することができるものとする。